

① 給与所得控除・公的年金等控除の見直し

● 給与所得控除の見直し

(下表: 所得税等、個人住民税)

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 — 180万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 — 360万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 — 660万円以下	その収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 — 850万円以下	その収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《所得金額調整控除》子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないよう措置

【対象者】 前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下に該当するもの。

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有するもの、
- ・特別障害者に該当するもの、
- ・特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有するもの

【控除額】 給与収入金額(1,000万円を超える場合は、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額。

※総所得金額の計算において、給与所得の金額から控除。

● 公的年金等控除の見直し

- ・ 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。(上限額: 195万5千円)
- ・ 年金以外に特に高額な副収入がある年金受給者の控除額を引き下げる。

控除額は、次の定額控除の額及び定率控除の額の合計額(その合計額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額)

(下表: 所得税等、個人住民税)

■ 定額控除	40万円 (30万円) <20万円>
■ 定率控除	【50万円控除後の公的年金等の収入金額】
360万円以下の部分	25%
360万円超 — 720万円以下の部分	15%
720万円超 — 950万円以下の部分	5%
■ 最低保障額	
65歳未満	60万円 (50万円) <40万円>
65歳以上	110万円 (100万円) <90万円>

(注) ()内の金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合。

< >内の金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合。

③ 基礎控除の見直し

(下表: 個人住民税)

前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 — 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 — 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

(注) 所得の高い人、特に高額な所得がある人に限って控除額が逡減・消失する仕組みを導入。